

令和3年 第3回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和3年2月17日（水）
開会 午後2時00分 閉会 午後4時40分
- 2 場 所 大宮保健センター 機能訓練室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説 明 者 教育次長 横島勝則 教育理事 田辺健二 総括指導主事 小石原 敦
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 引野雅文
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 書 記 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 6 議 事
 - (1) 議案第8号 令和3年度教育委員会関係予算について
 - (2) 議案第9号 京丹後市文化芸術振興審議会条例の制定について
 - (3) 議案第10号 京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - (4) 議案第11号 京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の一部改正について
 - (5) 議案第12号 京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について
 - (6) 議案第13号 京丹後市社会体育施設条例の一部改正について
 - (7) 議案第14号 京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について
 - (8) 議案第15号 京丹後市高等学校全国募集入学生応援補助金交付要綱の制定について

【追加議案 議案第16号、議案第17号】

 - (9) 議案第16号 京丹後市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定について
 - (10) 議案第17号 教育委員会事務局職員の処分について
- 7 そ の 他
 - (1) 諸報告
 - ①可決済みの「京丹後市立学校ハラスメント防止等要綱の一部改正について」について
- 8 会 議 録 別添のとおり（全46頁）
- 9 会議録署名
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和3年3月31日

教 育 長 吉岡 喜代和

署 名 委 員 久下 多賀子

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和

〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子

〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 田辺健二 総括指導主事 小石原 敦

教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛

子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 引野雅文

文化財保護課長 新谷勝行

〔書 記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣

〈吉岡教育長〉

皆さんこんにちは。

ただいまから「令和３年第３回京丹後市教育委員会臨時会」を開催いたします。

本日は、３月議会前であり、新年度の取組みに関係するものを含め審議をいただきたいものができましたので、臨時会を招集させていただきました。

１月１３日に出された緊急事態宣言が、先週、延長されました。１月には本市でも福祉施設関係で多くの感染者が出ていましたが、新規感染者も少なくなっており落ち着いています。しかし、感染症については気をつけていてもいつどのような状況になるか分かりませんので、引き続き感染予防対策を行いながら、事業を行っていくことになります。また、年度末になりますので、学校関係、社会教育でも行事等が多く予定されていますので、特に注意が必要だと思っています。

取組みを進めています学校再配置ですが、次長と学校教育課長を中心に、地元区長、ＰＴＡ等に対し説明に出向いていましたが、宇川小学校、吉野小学校区の一部の区長から反対的な意見が出されていますし、他にも、地元説明が不十分で拙速であるとして、新聞折り込み、署名活動などが行なわれています。事務局では、３月議会に適正配置の計画案を上程したいと考えていましたが、過日の市長協議の中で、新型コロナウイルス感染症により地元説明を行う機会が少ないことなどの地元の意向を踏まえ、上程を先延ばしすることとなりました。この間、議員、区長、ＰＴＡをはじめ関係者に説明をしてきていましたので、改めて、次長と課長で変更の説明に回ってもらったところです。今後、教育委員の皆様にもいろいろと話が入ってくるような場面もあるかと思いますが、計画を取りやめにするものではありませんので、その点はよろしくお願ひしたいと思っています。

本日は、「令和３年度教育委員会関係予算について」をはじめ事前に配布しました８議案と

追加議案 2 件の審議を予定しています。どうぞよろしくお願いいたします。

〈吉岡教育長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

久下委員を指名しますのでお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

〈吉岡教育長〉

議案第 8 号「令和 3 年度教育委員会関係予算について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第 8 号「令和 3 年度教育委員会関係予算について」、3 月議会に提出予定の予算の内容を説明させていただきます。

本市の財政状況は、歳入においては、市民税では、新型コロナウイルス感染症の影響により減少するものと見込んでいるほか、本市最大の財源である普通交付税についても、新型コロナウイルス感染症の影響及び国勢調査人口の減による減少を見込んでいるところです。このように、本市の一般財源は減少傾向にあることから、自主財源の確保を図るため、ふるさと納税を推進しているところです。他方、歳出においては、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を最優先に取り組むことをはじめ、新たに策定する総合計画の基本計画に沿って各施策を推進していく必要があるが、施設の維持管理経費や特別会計、企業会計への繰出金等が増加傾向にあります。

令和 3 年度予算は、現在策定中の令和 3 年度からの第 2 次京丹後市総合計画・基本計画と整合を図りつつ、本市の様々な地域や産業、多彩な人材などを最大限に活用し、本市の発展につなげるため、各施策を着実に取り組むとともに、ふるさと納税による自主財源の確保や組織の見直しも柔軟に行うなど、将来を見据えた持続可能な行財政運営を前提に、1 つ、新型コロナウイルス感染症への対応の推進。2 つ、総合計画・基本計画に基づくまちづくり。3 つ、市民起点の市政運営と新たな事業へのチャレンジ。4 つ、持続可能な行財政運営の推進。この 4 つの方針に沿った予算を編成することとしています。

一般会計全体では新型コロナウイルス感染症への対応の推進等の増額もあり、前年度に比べると増加した予算となっています。まず、教育関係予算と一般会計総額との比較について触れたいと思います。

議案第 8 号の後ろから 2 枚目に教育委員会関係予算集計表を付けていますので、そちらを見ていただきながらお聞きいただければと思います。

令和３年度の京丹後市の当初予算案の金額は３５２億円のうち教育費は２９億９，２４９万円３，０００円、子ども未来課に係る民生費が２７億６，５８５万３，０００円、大宮地域公民館のあるアグリセンター管理運営に、７０２万７，０００円、を含めた教育委員会全体の予算は、総額５７億６，５３７万３，０００円となり、予算総額の１６．４パーセントに当たります。昨年度の教育委員会関係の予算と比較すると、対前年比１０８．６パーセントとなり、８．６パーセントの増となっています。

令和３年度の予算の特徴は、総額は増額となっていますが、新型コロナウイルス感染症への対応の推進をはじめ、保育業務支援システム導入、学校ＩＣＴ支援員を含むＧＩＧＡスクール構想、施設の解体撤去工事や中学校の特別教室空調化工事による支出の増加、老朽化した施設改修など多額の経費が施設整備にかかること、東京オリンピック・パラリンピックやワールドマスタースゲームズに関する様々な取組み、文化財保存活用地域計画策定経費等、必要な予算を計上したため、通常の教育活動に関する予算は、前年度より一層歳出抑制をされています。

教育委員会事務局としても大変な１年になると思われませんが、まちづくりの基本となる人づくりを担う教育の重要性を事務局職員全員が認識し、それぞれの部署で工夫して、京丹後市の教育の一層の充実と教育環境の整備・充実が図れるように努力していきます。

民生費ですが、民生費の児童福祉費のうち子ども未来課が所管する事業に係る予算は２７億６，５８５万３，０００円で令和２年度予算の２７億３，５１５万８，０００円に比べ、３，０６９万５，０００円の増、率にして１．１パーセントの増となっています。増加の主な要因としては、新型コロナウイルス感染症対策に伴うもののほか、丹後こども園のプール設置工事の経費、保育業務支援システム導入の経費を計上したことによるものです。

保育所等の施設の状況は、公立の施設は、公設民営の１保育所を含め、単独の保育所が５施設、幼保連携型認定こども園が６施設の１１施設となっています。その他、私立の保育施設が３施設、認定こども園が１施設あります。子育て環境の変化に対応するため、預かり保育料の多子軽減など、引き続き保育環境の充実整備を行っているところです。

一方、教育費では、昨年度設計を行った小学校２校（網野北小、島津小）のトイレの洋式化工事予算、全ての中学校の特別教室空調化の工事予算を計上しています。他にも、旧湊小学校の解体撤去工事や新規で高等学校全国募集入学生応援補助金の予算計上を予定しています。

学校再配置事業は令和３年度から１０年間の第２次学校再配置基本計画を６月議会に上程を目指し、宇川小学校・吉野小学校を前期５年間を目途にそれぞれ丹後小学校、弥栄小学校へ統合を行うこととしています。

保幼小中一貫教育については、令和２年度と同様に、全ての学園に保幼小中一貫コーディネーターを配置するとともに、地域との連携強化を推進するため、昨年に設置したコミュニティ・スクールを通して、学校教育と社会教育のより密接な連携を図ることとしています。

学校教育では、新型コロナウイルス感染症対策に関する経費に加え、新たにいじめ相談システム導入経費、ＧＩＧＡスクール構想に伴う経費などを計上しています。

社会教育・スポーツの分野では、文化芸術振興計画策定に向けた経費を新たに計上したほか、延期された東京２０２０オリンピック・パラリンピックのホストタウン事業、ワールド

マスターズゲームズ2021関西の準備経費などを計上しています。また、社会体育施設については利用状況などを確認しながら、必要な見直しを行い、適切な配置に努めることとしています。

文化財保護の分野では、市民が文化財に触れ合う機会の提供、郷土愛を育む取り組みや啓発事業、資料館等の適切な管理運営を行います。史跡関係では、網野銚子山古墳整備に向けて、引き続き整備工事を実施することとしています。

令和3年度は、文化財保存活用地域計画策定経費、旧網野郷土資料館の解体経費、神明山古墳の階段補修の経費を新たに計上したほか、市指定文化財等補助金も拡充しています。

以上、令和3年度の一般会計予算に関わるものを簡単に説明させていただきました。教育委員会関係予算のみを御審議いただきますようお願いいたします。

続けて、事業ごとの概要について各課長から説明させていただきます。

〈服部子ども未来課長〉

それでは民生費から説明をさせていただきたいと思います。

先ほどありましたように、民生費の金額につきましては27億6,585万3,000円となっています。そのうち、児童福祉総務費と保育事業費として19億2,318万8,000円、職員人件費としましては8億4,273万5,000円という内訳になっています。

個々の事業ですが、児童福祉総務費の中で家庭こども相談室事業です。子どもや家庭のさまざまな相談に対応するため設置をしています「家庭こども相談室」を運営するための経費として、研修旅費等で27万2,000円を計上しています。

子ども未来まちづくり審議会事業です。少子化対策、子育て支援、その他子どもの育成に関する調査、研究及び審議を行うために設置しています審議会の開催経費として、報酬及び費用弁償で23万1,000円を計上しています。令和3年度はその計画の進捗管理や、子育て環境整備拠点を検討することとしていまして、年5回の開催を見込んでいます。

児童福祉総務一般経費です。必要な公用車の管理ですとか、職員旅費など95万1,000円を計上しています。

2ページ目から子育て支援費になります。ファミリーサポートセンター事業です。育児の援助を受けたい人と支援する人を登録し、乳幼児を預かる等、市民同士で子育て支援に取り組む事業で、活動中の事故に対応するために保険加入経費などで7万3,000円を計上しています。令和3年度から産前産後の育児や簡単な家事支援を実施できるよう、活動内容の拡充をしています。

放課後児童健全育成事業です。保護者の就労等により、学校の放課後、長期休業中及び土曜、日曜、祝日に適切な保育が受けられないと認められる家庭の小学校の児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供するため、運営委託を行う京丹後市総合サービス株式会社への委託料のほか、児童送迎や送迎車の管理経費など2億2,398万1,000円を計上しています。

子育て支援センター事業です。地域の子育て支援の拠点として、市内8か所に子育て支援センターを設置していまして、育児相談や子育てに関する情報提供を行うため、運営に必要な

な会計年度任用職員の任用経費や資質向上のための研修旅費、燃料費等、2,317万1,000円を計上しています。

保育支援事業です。「子育て短期支援事業」、「病後児保育事業」、「認可外保育施設等給付費」、それから「日用品等援助事業」に要する経費として829万9,000円を計上しています。

次に、保育事業費です。まずは保育所管理運営事業になります。市立保育所4施設の入所児童の健康管理実施経費や保育材料費・給食の賄材料費、送迎業務及び給食調理業務委託、会計年度任用職員の任用関連経費、保育所運営を円滑に行うための事務経費、職員研修費、新型コロナウイルス感染症対策物品等、1億9,148万6,000円を計上しています。

保育業務委託事業です。市内の公設民営及び私立保育所4施設への保育委託料として、5億5,905万6,000円を計上しています。委託料につきましては、国の公定価格に入所する見込みの児童数を乗じた額を計上しています。利用人数は、大宮北保育所が228人、あみの夢保育園が97人、こうりゅう虹保育園が143人、ゆうかり乳児保育所が27人ということで見込んでいます。

保育所保育事業等補助金です。民間保育所4施設が行う特別保育事業である延長保育、障害児保育、一時預かり事業等の円滑な運営ができる体制づくり、それから、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策に係る補助金として3,221万7,000円を計上しています。

保育所施設管理事業です。公立保育所5施設を適切に維持管理するための経費として、施設警備、浄化槽の維持管理経費、火災保険料などを計上するとともに、令和3年度は、島津保育所の浄化槽解体及び下水道接続に要する経費や、宇川保育所の遊戯室の空調設備の更新に要する経費として、1,180万7,000円を計上しています。

認定こども園教育利用管理運営事業です。認定こども園の1号認定の運営を円滑に行うための事務経費、会計年度任用職員の任用関連経費、児童の健康管理に要する経費、それから私立の認定こども園への施設給付費や、新型コロナウイルス感染症対策物品等、4,802万6,000円を計上しています。

認定こども園保育利用管理運営事業です。認定こども園の2号・3号認定の運営を円滑に行うための経費ということになります。私立認定こども園への施設給付費や新型コロナウイルス感染症対策物品等含め、7億7,298万2,000円を計上しています。

認定こども園施設管理事業です。各こども園6施設を適切に維持管理するための経費として施設警備、浄化槽の維持管理経費、火災保険料、丹後こども園のプール設置工事費等1,683万2,000円を計上しています。

保育所等環境整備事業です。公設公営の保育所、こども園における保育業務の負担軽減と保護者の利便性の向上を図るため、保育業務支援システムの導入経費等として3,153万4,000円を計上しています。

<引野理事兼生涯学習課長>

次に、農業費、アグリセンター管理運営事業です。702万7,000円計上しています。大宮地域公民館として使用していますアグリセンター大宮の維持管理経費です。

〈溝口教育総務課長〉

続きまして5ページ、教育総務費です。

教育委員会費として、教育委員会一般経費、前年度と比較しまして2万2,000円減額になりましたが、400万円ということで教育委員会に係る経費を計上しています。

〈小坂学校教育課長〉

続きまして6ページ、事務局費、(1)指導主事設置事業です。学校教育及び就学前教育の充実を図るため、指導主事を配置する経費です。1,290万9,000円ということで、例年どおりの予算計上をしています。

次に、学校医委嘱事業、学校保健安全法に基づき設置する小中学校の学校医12人、学校歯科医14人、学校薬剤師8人の報酬と費用弁償1,982万5,000円ということで、先だって医師会のほうにもお願いに行って参りました。

続きまして、学務経費、例年どおりの予算となっていて、就学時の健康診断をはじめ、学齢簿の管理、児童生徒・教職員の結核審査、日本スポーツ振興センター共済給付金等に係る経費ということで、534万8,000円を計上しています。

続きまして、学校安全対策事業です。児童生徒の安全確保のために、5人のスクールガード・リーダーに巡回をしていただいています、安全指導を引き続き実施するための謝金また保険料等の必要な経費、558万7,000円、例年のとおり計上しています。

続きまして7ページ、就学支援・教育相談事業です。心身の悩みを持つ児童生徒及び相談に対応している教職員への助言やアドバイスができる体制を整え、臨床心理士による教育相談や研修を実施するものとして32万1,000円、これも例年のとおり予算計上しています。

続きまして、教育支援センター管理運営事業です。教育支援センター（麦わら）を運営するための指導員の設置経費、また、公用車の維持管理経費ということで、新年度からはICT、いわゆるタブレットが使える環境を整備したいということで、その部分も含めて計上しています、1,142万円となっています。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

地域学校協働本部事業ということで353万7,000円です。地域全体で学校教育を支援する体制を継続するため、各学園に計6人の地域コーディネーターを配置しまして、ボランティアの確保や派遣を進める経費を計上しています。例年どおりの内容となっています。

〈小坂学校教育課長〉

学習支援体制整備事業です。「教育と学びのまち 京丹後」の実現に向け、児童生徒と保護

者のニーズを踏まえ、子どもたちの学びを支援する機会を提供するため、放課後を活用した学習支援に必要な経費ということで、147万6,000円、例年のとおり予算計上しています。

〈溝口教育総務課長〉

学校跡施設管理事業です。閉校になりました10施設の学校の維持管理経費、それから、令和3年度は旧湊小学校の校舎とプールを解体する経費、関連経費としましては4億2,700万円ほどです。予算計上としては、全体で4億2,995万4,000円と皆増しています。

続きまして8ページ、学校教育施設整備基金です。こちらは有償で貸し付けています旧大宮第三小学校及び旧三津小学校の賃貸借料相当分を基金として積み立てるもので、昨年並みの予算額となっています。

〈小坂学校教育課長〉

保幼小中一貫教育推進事業です。名称につきましては、保幼ということで、科目のほうに事業名を付けさせていただいています。「京丹後市の学校教育改革構想」に基づき、保幼小中一貫教育を推進するため、保幼小中一貫教育研究推進協議会及び学校運営部会の開催経費、また、指導の一貫性を通じて子どもたちの学びを支える教員の授業力や学級経営力を高めるための研修経費、丹後学研修経費も含めて、50万9,000円の予算計上をしています。

続きまして、保幼小中一貫教育実践事業です。全学園で保幼小中一貫教育を実践するにあたり、小中連携、小小連携、保育所・認定こども園・小学校の連携の取組みや、小中学校の創意工夫を凝らし地域に根差した発展的な教育活動を行うための経費としまして、例年どおり571万7,000円を計上しています。

続きまして、いじめ防止啓発推進事業です。この事業につきましては、前年18万9,000円が168万1,000円と、予算を大きく計上していますが、これにつきましてはLINEによるいじめ相談窓口のシステムの導入経費となります。このことにより、一層の「京丹後市いじめ防止等基本方針」に基づき、市が一体となっていじめの防止等のための対策を行っていくということにしています。予算のほうは168万1,000円計上しています。

続きまして9ページ、いじめ防止対策等運営事業です。これは例年どおりの予算として37万4,000円ということで、「京丹後市いじめ防止等基本方針」に基づき、市が一体となっていじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策等専門委員会及びいじめ問題対策連絡会議の開催に必要な経費を計上しているものです。

次に、学校情報化推進事業です。GIGAスクール構想に基づいて整備したICT環境を活用し、児童・生徒にとってわかりやすく魅力ある授業を進め、情報利活用能力を育成するというので、4,653万7,000円の予算を計上しています。昨年度よりは、約1,600万円増加していますが、こういったICT機器の活用及びICT支援員の5人を含めてここで予算計上しているものです。

続きまして、児童生徒国際交流事業です。児童生徒が諸外国の文化や伝統を理解し、他国への興味関心を深めることで、語学力の向上、また、国際感覚を持ちグローバル社会で活躍できる人材育成ということで、中学生のニュージーランドへの海外派遣、新年度におきましても例年のとおり547万8,000円ということで、予算計上を予定しています。今年度は前年度に引き続き中止となったことから、オンラインホームステイという形で、明日から、全体研修を含めて3月末までの間に13人の中学生が、それぞれニュージーランドのファミリーとの交流を深めていこうという取組みを行います。

続きまして、国際交流員招致事業です。児童生徒への国際理解教育を推進するため設置する国際交流員1人の任用経費ということで、それに伴う研修旅費、住宅の経費、自治体国際化協会の負担金等を計上していきまして、516万8,000円ということで例年のとおり計上しています。

次に10ページ、共同学校事務室運営事業です。これは新年度からの新たな事業として取り組んでおられまして、学校事務処理の適正化及び学校事務の標準化、効率化、学校マネジメント機能の強化等を図るため、共同学校事務室という形で学園に設置するものです。学校の教育力・組織力の向上を推進するため、令和3年度、まず先行して網野学園で共同学校事務室を設置・運営する経費、23万1,000円を計上しています。

〈溝口教育総務課長〉

(19) 事務局一般経費です。こちらは、教育委員会事務局の経常的な経費ですが、令和3年度から、全国募集により入学選抜された生徒への負担軽減を図るための新しい補助制度を設けていますので、前年度より118万4,000円増えまして、774万円計上しています。

続きまして、3、外国語活動推進費、外国語指導助手招致事業です。こちらは中学校を核として、外国語指導助手6人の任用経費を計上しています。2,898万4,000円です。

続きまして、4、奨学費です。(1) 奨学金事業については、現在コロナ禍で大変経済が不安定です。そういったことも考慮しつつ、貸付金を100万円増額し、1,369万5,000円の予算計上をしています。また、新たな制度として、定住促進の支援制度を創設することで、令和3年度は周知活動に取り組みます。この部分は印刷製本費として10万円程度の増額をしています。

次に、(2) 奨学基金です。こちらは、旧網野町の奨学金貸付金の償還金と、基金利子分を積み立てるもので1万2,000円です。

(3) 谷口謙・未来応援基金です。こちらは奨学貸付金の償還がはじまり今年度は、146万円を見込んで計上しています。

〈小坂学校教育課長〉

続きまして11ページ、10款02項の小学校費です。小学校費5億1,076万4,000

0円、職員人件費3,215万7,000円、合わせまして5億4,292万1,000円になります。

小学校管理運営事業につきましては、小学校17校の運営、また、施設の維持管理に必要な経費として、学校作業員の配置経費、消耗品費、燃料費等の経費としまして、1億5,245万5,000円、例年のとおり計上しています。

〈溝口教育総務課長〉

次に、小学校施設改修事業です。小学校施設では、令和6年度まで計画的にトイレの洋式化工事を実施しています。令和3年度の工事は、網野北小学校、島津小学校を予定しており、次年度に向けた峰山小学校、長岡小学校の設計業務も含めて、8,157万7,000円計上しています。

〈小坂学校教育課長〉

続きまして、児童教職員健康管理事業です。学校保健安全法に基づく児童検診、教職員検診等の実施に係る経費、また、フッ化物洗口に係る経費及び健康保持に必要な保健衛生消耗品、医薬材料やインフルエンザ用保健衛生消耗品の購入に係る経費を計上しています。検診時の新型コロナウイルス感染症対策物品等の経費も含めまして、1,016万6,000円計上しています。

次に、小学校スクールバス運行管理事業です。遠距離通学及び特に必要と認めた児童の通学に必要なスクールバスを運行するため、スクールバス定期運行・管理業務委託及び維持管理に必要な経費としまして、1億692万8,000円ということで、29台分の経費を計上しています。

12ページ、小学校通学支援事業です。遠距離通学児童の安全確保と保護者の負担軽減を図るため、路線バス通学者の交通費への補助金ということで、27万1,000円、例年のとおり予算計上しています。

〈溝口教育総務課長〉

小学校施設管理事業です。こちらは17小学校の校舎棟などの維持管理に係る経費を計上しています。昨年は消火器の一斉更新、施設管理業務も隔年、それから、3年に1回の委託業務が減ったため、前年度と比べ、164万8,000円減額となりました。予算額は、2,581万3,000円です。

〈小坂学校教育課長〉

続きまして、小学校教育振興費です。小学校教育振興事業としまして2,517万6,00

0円です。その中には、新型コロナウイルス感染症対策にあたりますバスの増便等の経費も含めています。また、学習教材や教材消耗品の購入経費、各学校で実施する学力検査の実施経費、校外学習に必要な経費、それから、「丹後学」の教材として使用する「わたしたちの きょうたんご」を3年生に配布するとともに、入学・卒業記念品の経費等を計上しています。また、ジオパークエリアの自治体の小学校を対象に、但馬ドームを主会場に開催される山陰海岸ジオパーク小学校駅伝競走大会への参加経費も含めています。

続きまして、小学校教育振興備品整備事業です。授業や教育活動で使用する学習教材備品、学校図書の購入、教材備品の修繕に必要な経費、学校図書の蔵書管理や貸出状況等の把握が可能な図書システムの運用に係る経費を計上しています。この経費につきましては例年のとおり1,138万5,000円です。

続きまして、小学校就学援助事業です。経済的な理由で就学に支障のある児童の保護者に対しまして就学援助費（学用品費、新入学学用品費、通学用品費等）を支給するとともに、特別支援学級に在籍する児童等の保護者の経済的負担を軽減するため就学奨励費を支給する経費を計上しています。2,274万4,000円ということで、例年のとおり計上しているものです。

続きまして13ページ、小学校スクールサポーター等設置事業です。児童一人ひとりの課題や特性を的確に把握し、きめ細かな学習指導と円滑な授業環境を整えるため、小学校に市の単費によりスクールサポーター25人、講師1人を配置する経費で、7,239万6,000円計上しています。

次に、小学校教育推進活動実践事業です。基礎学力の向上や豊かな人間性を育成する教育の充実を図るということで、府の補助制度を活用しまして、校外学習、文化体験学習及び総合的な学習活動を実践するために必要な経費を計上しています。185万3,000円ということで、例年のとおり予算計上しています。

次に、中学校費になります。中学校費5億2,114万3,000円、職員人件費2,173万2,000円、合計5億4,287万5,000円になります。

14ページ、中学校管理費です。中学校管理運営事業ということで、小学校と同様に、中学校6校の運営、施設の維持管理に必要な経費として、学校作業員配置経費等、6,484万円を計上しています。

〈溝口教育総務課長〉

中学校施設改修事業です。6中学校の施設維持のための経費ですが、今年度は6中学校の特別教室空調化事業の工事を計上しています。関連経費としましては、2億3,270万円、音楽室、美術室、理科室の24室を整備する予定にしています。それらを含めて予算計上額は2億3,680万円となっています。

〈小坂学校教育課長〉

続きまして、生徒教職員健康管理事業です。小学校と同じく学校保健安全法に基づきまして、生徒の検診、教職員の検診等の実施に係る経費、及び健康保持に必要な保健衛生消耗品等を計上した予算としまして、711万5,000円計上しています。

次に、中学校スクールバス運行管理事業です。遠距離通学及び特に必要と認めた生徒の通学に必要なスクールバスを運行するための、スクールバス定期運行・管理業務委託の経費、9,607万6,000円ということで、18台分の予算を計上しています。

次に、中学校通学支援事業です。通学の安全確保と保護者の負担経費を図るため、自転車通学をする生徒のヘルメット購入費補助金としまして、19万4,000円を計上しています。

〈溝口教育総務課長〉

中学校施設管理事業です。中学校の維持管理に係る経費を計上しています。消火器の更新が減ったこと、維持管理の委託経費の中で、隔年、3年に1回、それから、令和2年度に網野中学校の下水接続により浄化槽の委託料が減りましたので、昨年度と比べ108万4,000円減額となり、当初予算計上額は914万8,000円となりました。

〈小坂学校教育課長〉

15ページ、中学校教育振興費です。中学校教育振興事業としまして、教育活動や教育内容の充実を図るため、学習教材や教材消耗品の購入経費、また、これも同じように新型コロナウイルス感染症対策に係るバスの増便等も含めた予算計上をしています。2,814万7,000円となっています。

次に、中学校教育振興備品整備事業です。授業や教育活動で使用する学習教材備品、学校図書、音楽備品の購入、また、その修繕や、学校図書の蔵書管理や貸出状況等の把握が可能な図書システムの運用に係る経費としまして、840万6,000円を計上しています。

続きまして、中学校就学援助事業です。経済的な理由で就学に支障のある生徒の保護者、また、特別支援学級に在籍する生徒等の保護者の経済的負担を軽減するということで、2,313万5,000円を計上しています。

16ページ、中学校スクールサポーター等設置事業です。生徒一人ひとりの課題や特性を的確に把握し、よりきめ細かな学習指導と円滑な授業環境を整えるということで、中学校に市単費でスクールサポーター13人を配置する経費を計上しています。また、部活動の質の向上と部活担当教諭の負担軽減を図るため、外部人材による部活指導員12人ということで、昨年度より2人増加した予算を経費として計上し、4,590万2,000円となっています。

続きまして、中学校教育推進活動実践事業です。府の補助制度を活用し、校外学習、体験活動及び総合的な学習活動を実践するとともに和装教育の推進を図るなど、特色ある教育を実践するために必要な経費を計上しています。また、教育活動の解決に向けた教職員の研究事業に取り組むとともに、修学旅行の引率教員の施設入場料等を支援する経費としまして、138万円を計上しています。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

17ページから社会教育の関係になります。まず、社会教育委員設置事業ということで、例年どおりの活動経費で52万円です。

次に、社会教育総務一般経費、これも例年どおり、会計年度任用職員の任用経費や婦人会の補助金ということで、332万1,000円です。

次に、成人式開催事業、例年どおりの開催経費ということで123万5,000円です。

青少年教育事業、これも例年どおり、青少年健全育成会、児童合唱団、地域の子ども教室への補助金ということで、153万1,000円です。

18ページです。高齢者教育事業で、高齢者大学の開催ということで、新たな学園としまして、食と健康をテーマにしました「百歳活力学園」という新しい取組みも予定してまして、少し増額となり、323万6,000円です。

家庭教育事業は例年どおりの内容で、学習機会や交流機会の充実に努めたいと思っております、175万円です。

文化芸術事業で、文化事業団や文化協会等への補助金の継続のほか、京都府アーティスト・イン・レジデンスも継続して行いますし、文化芸術振興条例に基づく計画の策定に取り組むということで審議会の設置経費を新たに追加しまして、3,497万6,000円となっています。

人権教育は例年どおりの内容で、24万9,000円となっています。

〈服部子ども未来課長〉

放課後子ども教室事業です。網野北小学校と南小学校の2か所で開催しています放課後子ども教室の運営経費として、78万円を計上しています。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

19ページから公民館の関係となりまして、まず、中央公民館管理運営事業ということで、地区公民館の活動交付金等、例年どおりの内容で3,678万9,000円です。

次に、6つの地域公民館管理運営事業です。内容は例年どおりということで、2,379万4,000円です。

次に、地区公民館管理運営事業で、網野町域の地区公民館の施設の維持管理への支援等ということで、例年どおり569万2,000円です。

次に、公民館一般経費で、会計年度任用職員の任用経費ということで、例年どおり3,396万8,000円となっています。

20ページになります。図書館管理運営事業で、図書の購入経費をはじめ、職員の任用経費、新型コロナウイルス感染症対策としまして新たに全館に書籍の除菌機械を購入するとい

うことや、ブックスタート事業の復活、雑誌スポンサー制度やWi-Fiの利用サービスといった新しい事業に取り組むこととしてしまして、7,530万3,000円となっています。

〈新谷文化財保護課長〉

続きまして、5の資料館費です。(1)郷土資料館管理運営事業に関しましては、例年どおりの維持管理経費のほか、現在の郷土資料館に移転する前に使っていた網野町木津の旧網野郷土資料館の解体工事の経費を上げてしまして、その解体工事費が大きいもので、3,000万余りの予算を計上しています。

(2)古代の里資料館管理運営事業につきましては、基本的に例年どおりの維持管理経費を計上しています。あと、企画展示の経費ということで、京都府立大学と共同研究事業を今年度しているのですが、出土遺物の再調査などを行っていました久美浜町須田の湯舟坂2号墳に関しての新規企画展示を計画しています。

(3)資料館等指定管理施設運営事業に関しましては、こちらも例年どおり指定管理料等の維持管理経費を計上しています。指定管理者は4月1日から琴引浜の鳴り砂を守る会に変わるということです。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

21ページの峰山いさなご施設管理運営事業です。例年どおり林業センターといさなご工房の維持管理経費ということで950万円です。

次に、マスターズビレッジ管理運営事業、これも例年どおりの施設の維持管理経費です。ここには書いていませんが陶芸用の電気釜を更新するということも含めまして、1,830万9,000円になっています。

たちばな会館管理運営事業、網野教育会館管理運営事業については、例年どおりの施設の維持管理経費ということで計上しています。

〈新谷文化財保護課長〉

22ページの文化財保護費です。(1)文化財保護審議会委員設置事業に関しましては、例年どおり、3回審議会を開く分の経費ということで計上しています。

(2)指定文化財等管理事業に関しましては、以前2事業あったものを1つに統合しています。1つは、指定文化財の所有者に対して補助金を交付しているのですが、こちらのほうは若干だけ令和3年度拡充の予定で進めています。残りの、市で管理している史跡等の維持管理に関しましては、看板の設置費が例年より少し上乗せで計上しているということです。

(3)遺跡整備事業に関しましては、国の史跡の網野銚子山古墳の整備事業ということで、引き続き行っています。国の補助金等のつき具合で、令和6年度の完成予定ということで、少し後ろ倒しで考えているところです。

(4) 遺跡発掘調査等事業に関しましては、昨年度まで現地調査をしていました網野銚子山古墳の出土遺物の整理事業と、併せて開発事業対応ということで、網野町浜詰の浜詰遺跡の範囲確認調査を年度当初に行う経費を計上しています。

(5) 地域文化財総合活用推進事業に関しましては、こちらは全くの新規事業ということで、平成31年4月に改正施行された文化財保護法による法定計画として、文化財保存活用地域計画の策定を行います。来年度と再来年度、令和4年度の文化庁認定申請に向けて進めるための、コンサルへの委託費だとか、協議会の開催経費などを計上しています。

23ページ、(6) 文化財保護一般経費につきましては、施設の維持管理経費ということで例年どおりの予算を計上しています。

<引野理事兼生涯学習課長>

次に体育スポーツの関係になります。まず、社会体育団体育成事業です。体育協会や青少年スポーツ協会等への例年どおりの支援ということで1,975万2,000円です。

次の保健体育総務一般経費につきましては、新たに会計年度任用職員を1名計上しており少し増額となっていますが、300万円ほどの予算となっています。

24ページ、スポーツ推進委員活動事業につきましては、例年どおり50人の委員の活動費ということで、360万円ほどの予算となっています。

地域スポーツ推進事業につきましては、新たにはごろも陸上競技場を使って市民の陸上記録会というのを計画しています。その他例年どおりの大会等への支援ということで、654万5,000円となっています。

スポーツイベント推進事業につきましては、例年どおり、ここに記載のイベントを支援するための補助金ということで628万6,000円です。

次のオリンピック・パラリンピックホストタウン推進事業ですが、大会が延期になりました、スペイン、ポルトガルの合宿の受入れやパラスポーツの体験会ということで、2,475万1,000円、新型コロナウイルス感染症対策等で経費が膨らんでいますが、このような予算となっています。

次のワールドマスターズゲームズ関西推進事業につきましても、1年延期となりまして、1年延期で2022年の5月開催となりますが、それに向けてのプレ大会の開催経費などで396万1,000円となっています。

次に、東京2020オリンピック聖火リレー事業ということで381万円を計上しています。

次に、体育施設の関係で、まず体育施設管理運営事業です。47あります体育施設の、維持管理経費、7,753万8,000円ということで、修繕等がたくさんありますので少し増額にはなっています。

26ページ、社会体育用学校開放施設管理運営事業ということで、学校施設を開放するための維持管理経費、169万7,000円です。

久美浜湾カヌーセンター管理運営事業が新規になりまして、この3月に完成しますセンタ

一の管理委託料などの経費ということで、310万7,000円です。

スポーツ施設整備基金については1,000円を計上しています。

<小坂学校教育課長>

続きまして学校給食費です。(1) 網野給食センター管理運営事業、網野地域の4小学校、1中学校の給食調理を実施するため、調理業務に携わる会計年度任用職員を配置するための経費、また、消耗品や必要な調理機器の更新等に係る経費としまして、3,744万4,000円を計上しています。

続きまして、小学校給食管理運営事業です。網野町以外の13小学校の給食調理を実施するため、給食調理の委託経費、また、調理に必要な消耗品や調理機器の更新等に係る経費として、1億6,745万7,000円を計上しています。

27ページ、中学校給食管理運営事業です。網野町以外の5つの中学校の給食調理を実施するため、3校の調理業務を委託してまして、そのための経費、直営2校の調理に携わる会計年度任用職員を配置するための経費等を計上しています。5,272万5,000円です。

最後が学校給食一般経費です。衛生管理を徹底し栄養面にも配慮するため、調理業務従事者の検便検査や食材の細菌検査を実施する経費、また、衛生管理上の消耗品の購入経費等を計上してまして、84万円となっています。以上です。

<吉岡教育長>

議案第8号を説明させていただきました。

御質問、御意見を伺いたいのですが、量が多いので分けて行いたいと思います。

最初に、児童福祉、1ページから5ページまでの部分でお願いしたいと思います。質問の際、何ページの何々と言っていたらありがたいです。よろしくお願いします。

<野木委員>

資料の差し替えをいただきましたが、説明を聞いていると数字は全く一緒だと思うのですが、どこが差し替え部分なのでしょうか。

<吉岡教育総務課長補佐>

差し替えについては、「新型コロナウイルス感染症対策」だとか、文言の整理をさせていただいています。

<吉岡教育長>

つまり、数字の差し替えはないということですね。

〈吉岡教育総務課長補佐〉

はい。数字の差し替えはないです。説明文の差し替えです。

〈野木委員〉

わかりました。議題の中で大きく変わらないような、言葉なんかで抹消するとかでしたら、ここで口頭で指示していただいたり、抹消していただいたりすれば、紙が省けるのではないかと思ったものですから。ただ、これは公式な会議、オフィシャルな会議ということで、しっかり原稿を残さないといけないということで差し替えということだったら理解はできます。

〈吉岡教育長〉

議会なんかでは、この部分が差し替えだという指示が出ますので、要は差し替えの箇所がどこかわからないということですね。

次からは事務局のほうで対応を考えてください。

それでは質問に入ります。児童福祉費から農業費の5ページまでで御意見、御質問等ありましたらお願いします。

〈安達委員〉

差し替える前のページでも構いませんか。

2ページの2番の(2)放課後児童健全育成事業に関してです。昨年より予算が減額になっているのはなぜでしょうか。それと、日曜日の利用状況はどのようになっているのか教えてください。

〈服部子ども未来課長〉

放課後児童健全育成事業につきましては、今年度、令和2年度は車両の更新経費ですとか、そういった大きな物品購入がありましたので、多少減額になっています。

それから、令和3年度の日曜日、祝日の利用状況ですが、募集の段階では30件程度申請がありました。その中で、利用状況等を面談させていただいて、新年度で実際に利用をされるということで登録される方は22名という状況になっています。

〈安達委員〉

実際に利用された人数というのも、そのぐらいだったのですか。

〈服部子ども未来課長〉

今年度につきましては、年度途中ということもありまして、実際の申請が3件になります。その方々が祝日にそれぞれ利用されているという状況になります。

〈安達委員〉

令和3年度は少し増えるということで、予算を増やすとかそういうことは検討されていますか。

〈服部子ども未来課長〉

予算につきましては、支援単位ですとか、支援員の数に応じて経費が決まってくるので、人数でいきなり増えるというわけではないということで、あまり大きな増額にはなっていないということです。

〈安達委員〉

ありがとうございました。わかりました。

それから、4ページの(8) 保育所等環境整備事業に関してです。保育業務支援システムの導入ということで、きっとICTの関係だと思うのですが、職員1人1台タブレットがもらえるとか、そういう具体的な数字を、わかる範囲で教えていただけたらと思います。

〈服部子ども未来課長〉

ICT化ということで、今現在保育所・こども園には、ネットワーク環境が整備されていませんので、そういったネットワーク工事ですとか、タブレットについては基本的には正職に対して1人1台、それから玄関に設置するタブレットも購入するというので、合計101台ということになります。

その他に、ICカードリーダー、保護者の方にそれぞれICカードを持っていて、登園・降園の管理をすることになりますので、いつ来ていつ帰るということを手で書いてもらわなくてもいい形にしていきたいと思っています。

あとは、タブレットスタンドですとか、セキュリティーワイヤーという保安物品など、そういったもので経費としては計上しているということです。

これでできることといいますと、専用アプリでタブレットやスマートフォンから欠席の連絡を保護者から園に入れることができます。今までのように電話で連絡をしなくてもいいと

ということですし、何かあったときに一斉にお知らせをさせていただくときにも、そのアプリで一斉にお知らせすることができます。お知らせした内容についても、実際にその方が確認したかどうかというところまで確認ができるということになっています。

それから、先ほどＩＣカードについて触れましたが、登降園の際にＩＣカードで自動的に記録されますので、それによって出席簿や要録などの必要な書類全て自動で管理できますので、その分の業務が負担軽減できます。あと、保育ドキュメンテーションということで、保育の様子を写真や文字で、そのアプリ等を使って適宜お知らせをすることができるので、保育の内容や教育の内容を保護者の方に幅広く知っていただくような使い方もできるということです。

<吉岡教育長>

私からも質問です。

新年度予算ですよね。いつから運用するつもりで準備しますか。

<服部子ども未来課長>

整備としましては、１０月から運用を試験的に開始していきたいと思っています。

<吉岡教育長>

研修もしっかりして、個人情報が出てしまう可能性があるのも、気をつけてもらわないといけない部分があるかなと思います。

<安達委員>

豊岡市で２０１８年からやっておられるみたいです。最初は職員が混乱すると思いますので、研修を受けて、どういうことができるかから初めて、情報が漏れないようにということだけは気をつけて、本当に便利だということは聞きましたので、連絡帳のこととか、スマホ操作さえできたらできるし、年がたって苦手な人でも音声で案内してくれるということも聞きましたので、使い方によってはすごく便利にもなるし、危険なこともありますけれども、少しずつ、活用していきましょう。お願いします。

<吉岡教育長>

５ページまではよろしいでしょうか。

次に、５ページから１６ページ、教育総務費から中学校費までの部分でお願いします。

〈田村委員〉

9 ページの児童生徒国際交流事業についてです。

大変難しい状況の中で、例年どおりの予算ということで私は大変素晴らしいと思いますので、是非このとおりでいていただきたいと思いますけれども、本年度はオンラインホームステイをされるということですが、差し障りなければその内容と決算額見込みみたいなものがあれば教えていただきたいのですが。

〈小坂学校教育課長〉

予算計上は、今は当然中学生の海外派遣を目標にしており、その額を計上しているということですし、2 か年海外派遣ができなかったということで、今年度はオンラインホームステイという、中学生の生徒が相手方のニュージーランドのファミリーと一対一でオンラインで交流すると、そういったことで国際的視野や語学の向上等を図って交流を重ねていこうという事業をします。最初は全体の研修をしまして、次に相手側の対象になるニュージーランドのファミリーを決めまして、以降はそのファミリーとその中学生がオンラインでいろいろな交流を図っていきましょと。いろいろな交流を図るテーマを、研修を間に複数回入れて、重ねていながら、最終的には個人とニュージーランドのファミリーとの間でコミュニケーションを図ったり、語学の向上を図ったり、国際的視野につながるような取組みにしていきたいという事業です。

〈田村委員〉

それは、生徒が学校で行うのですか。それとも、家庭に帰ってランダムな時間に交流をするということですか。

〈小坂学校教育課長〉

ニュージーランドとの時差もありますので、行う時間帯は双方で決めてあります。こちらのほうは、個人の家から決められた時間に、相手もその時間がわかっているので、その時間につながっていこうということです。

決算見込みについては、相手側への謝金程度のことを今思っていますので、経費面は恐らく15万円程度で収まるかなと思っています。

〈田村委員〉

大変工夫をしていただいて、子どもたちに資するような事業にしていきたいと思いますけれども、中学校の海外派遣の実施に必要な経費ということで、また令和3年度に計上しておら

れますが、1年先を考えてまたもしかしたら難しい状況になるかも知れないということも考えられるので、竺沙先生の評価・報告にもありますとおり、やはりここまでやってきた取組みを生かして、準備した生徒に対してのフォローということも考えて、できるだけ早い段階での柔軟な対応をして、よりよい事業にしていっていただけるようにお願いします。

〈野木委員〉

14ページ、中学校施設改修事業ということで2億3,680万円という大きな予算計上をされているのですが、新型コロナウイルス感染症対策で施設の工事をしていくということですが、国や府で、こういった整備をなさいますとか、そういった基準というのはあるのでしょうか。

〈溝口教育総務課長〉

一定の、部屋の面積に応じた容量というか、そういったものはあるのですけれども、特に厳しい制約はないというふうに考えています。

〈野木委員〉

新型コロナウイルス感染症が出て約1年経つのですが、こういった感染予防対策も、ハード、ソフト、日進月歩でいろいろなものが出てきています。当然、着工するとき、それから計画を立てるときによって最善のものを使われると思いますが、将来を見込んでということはなかなか言いにくいとは思いますが、決定をされるときに十分いろいろな情報を集めて計画を立てていただきたいと思います。何分これだけ大きな予算を付けるものですので、そのあたりは十分配慮をお願いしたいと思います。

〈久下委員〉

教えてください。差し替え前の8ページですが、学校情報化推進事業で、ここには書いてありませんが説明の中で支援員が5名入るということをおかれまして、大変よいと思っています。6名じゃなくて5名なのだなとか思いながら聞いていたのですが、これは大変ありがたいことではないかなと思っています。

それから、次のページの共同学校事務室運営事業ということで、網野学園のほうでスタートするということですが、これはどういう状況になるのかわかりましたら教えていただけませんか。

〈小坂学校教育課長〉

この共同学校事務室の目的はここに書いてあるとおりですが、網野学園につきましては、これまでからこの共同学校事務室ということで研究・実践校にもなっていました。そういう関係から、まず令和3年度に網野学園に設置するということで、網野学園で設置した共同学校事務室は先々令和4年度には全ての学園で設置をしていきたいと考えているものです。

この共同学校事務室の運営経費の23万1,000円、いわゆる事務経費ですけども、今までの網野学園内の小中学校の事務経費を少しずつ共同学校事務室の運営事業費に集めてきたお金が、この23万1,000円です。これで共同学校事務室の運営をまず最初に行うということです。

〈久下委員〉

中身的には今おっしゃたようなことかなと思いますが、具体的にどういう形になるのかわからないので教えてください。

〈小坂学校教育課長〉

具体的には、共同学校事務室の室長として網野学園内の事務員さんを任命します。その室長を中心にして、学園内の学校にあたる事務の効率化や標準化というものを進めていって、今各校で行っている事務を、共同学校としての事務を行っていきたいというようなことです。

〈吉岡教育長〉

補足します。3月1日の定例会でこの要綱を制定するのでまた出させてもらう予定にしていますが、その中にはいろいろとこういうことをやるということは書いてありまして、例えば、共同発注や、様式を全部統一するとか、同じものを購入するときは一括で購入するとか、それぞれがしなくてもよいような形にするようにします。

〈久下委員〉

そして事務さんの力を違うところにも、ということですね。

〈吉岡教育長〉

今までが忙しいということで。働き方改革の一つです。

〈田村委員〉

10ページです。外国語指導助手招致事業ですけども、JETプログラムを使つての指

導助手ですね、本市が始めて20年ぐらいになるのでしょうか。そんな中で、ALTを使っての授業のあり方についてどのように考えて総括をされておられるか、また、問題点があるとしたらどうなのか、そして本市の子どもたちの英語力の向上というのはどのように総括をされておられますか。

〈小石原総括指導主事〉

基本的に中学校の授業でしたらオールイングリッシュになってきているということで、本当に質的には高まっています。そのときに担任の先生だけではなくて、ALTの先生と一緒にお互いにコミュニケーションを図りながらやっていくという意味では、ALTはなくてはならない存在になっています。

一方で小学校においては、高学年の5・6年生が教科化になりましたので、英語科です。この中身についても、以前のような楽しい外国語活動だけではなくて、中学校につながっていくための教科としての外国語がスタートしています。でも、この中でも大事なのはコミュニケーションですので、本市が先に導入しました電子黒板を使って、文科省の資料なんかを音声や動画をたくさん使いながらやっていくのですが、やはりそこでもALTさんの力がすごく発揮されていて、生の先生との交流というところが学べますし、今専科教員が小学校ではしているのですけれども、担任の先生の中には苦手な先生もありますので、英語の生の発音というか、そういうものを学ぶという意味ではALTの先生方の力をいただいているというふうに総括をしています。

ただ、課題ではないですけれども、ALTの先生方を、いかに担任の先生が、うまく一緒に授業の中に入っていくのかということについては、まだまだ改善の余地があると思っています。

峰山学園で、高校に向かっての外国語の授業研究を今年から始めているのですが、これは府の事業ですが、そういったところを使って今度は市内に波及していこうということで、今指導室で考えているところです。

〈田村委員〉

ありがとうございます。授業が明るく楽しくなっているという効果もあると思いますし、多くの方が非常にまじめで、短期間ではありますけれども一生懸命取り組んでおられる姿というのはとてもよいと思います。

その一方で、やはり問題点とか、途中で帰ってしまわれたりとか、勤められなくなるような事例もあるようにも聞いていますし、そもそもこのJETプログラムというのが外国の青年の招致事業、国際交流で、短期間で、日本で雇用のお場を与えるというような軸足があるというように思いますので、是非そのあたりも受け入れる自治体として、現場の先生方の声も聞いて、より工夫をして、子どもたちに資するような授業にしていきたいと思います。

経費に関しても帰国の旅費ですとか住宅に係る経費なんかも見ているわけですので、是非

子どもたちの向上につながるように、より工夫をしていただきたいと思いますし、情報化ということでICTの教育環境も整う中で、そちらとも併せながらALT事業というのも一度考えてみてはどうかと個人的には思います。そのように意見させていただきます。

〈久下委員〉

スクールサポーターさんの件ですが、小学校も中学校も昨年度よりも予算額が多いと思いますが、人数的にも多いのでしょうか。また、各学校からの希望にそった形になっているのでしょうか。

〈小坂学校教育課長〉

小学校につきましては、人数的には昨年度と同様の人数となっています。中学校につきましては、先ほど申しましたとおり、部活指導員が2人増加という形での予算計上をしています。

学校の希望という面では、何とか学校の希望にそえるようにという形で当然考えているのですが、まずスクールサポーター自身の人的な部分の、募集をした場合の人の数もやはり課題の一つだと思っていますし、学校のほうで、いろいろな面で工夫ややりくりをしていただいてこのスクールサポーターの現状を維持しているということです。学校のほうでも大変苦勞をされながらこのスクールサポーターという形の人数で何とか行っていると思っています。

〈安達委員〉

スクールバスについて聞かせていただきたいのですが、去年と変わらないとお聞きしたのですが、小学校も中学校もスクールバスの予算が少し増えていますよね、それはどうして増えているのか教えてください。

〈小坂学校教育課長〉

スクールバスは委託契約をしています。長期契約ですが、その委託契約が切れる契約の更新がありまして、その場合の経費としましては、一旦見積もりの金額として入札をかける必要があることから、その部分の金額が上がっているというふうに考えています。

〈吉岡教育長〉

他にはありませんか。また最後に全体を通して伺いますので、次にいきます。

17ページから23ページ、社会教育費関係です。

〈野木委員〉

19ページの公民館費の（２）地域公民館管理運営事業ですけども、前年度は各地域の公民館の予算計上がされていて、今年から一括した形で予算計上をするということでしょうか。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

はい。そのとおりで、去年は6つの事業に分けていたものを1つにまとめさせてもらいました。令和3年度からということです。

〈野木委員〉

それは何か理由でもあるのでしょうか。前年度は各公民館で金額の差が随分あったと思うのですが、そういったことの配慮みたいなことがあってこういう書き方のほうがよいというような理由があったのでしょうか。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

この資料だと総額しかわからないので、去年との比較が見にくいと思うのですが、別の資料のほうでは、1つにまとめたのですが地域別の予算の比較ができるような一覧表も付けていまして、逆に6つの地域公民館を横並びで見ただけのような工夫もしてわかりやすくしたつもりですが、この資料だと確かに去年との比較がしにくいと思います。

〈野木委員〉

別の資料があって、そういったものが住民の方々には別添資料というような感じで、わかるものが出てくるということですね。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

例えば議会のほうに出させてもらう予算の説明資料の中にはそういう一覧表を付けていまして、わかるようにして工夫をさせてもらおうと思います。

〈久下委員〉

今のところで私も質問をしようと思っていたのですが、基本的に今年度と次年度の予算の差はだいたい同じようなものでしょうか。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

実は今年度は丹後地域公民館の耐震改修の工事が3億5,000万円ほどありましたので、その分が減額にはなるのですが、それ以外の部分はほとんど同じような感じです。

〈久下委員〉

18ページの(3)高齢者教育事業の中で新たな学園と書いてあるのですが、これは中央公民館という形の開催になっているのでしょうか。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

そのとおりで、中央公民館といいますか生涯学習課のほうを中心に新しい講座について企画をしまして、講座の運営自体は地域公民館にも協力をしていただきながらというようなやり方を考えています。

〈野木委員〉

20ページの資料館費ですが、(1)郷土資料館管理運営事業、(2)古代の里資料館管理運営事業、(3)資料館等指定管理施設運営事業は、前年とほぼ予算額は変わっていなかったでしょうか。

〈新谷文化財保護課長〉

(1)の郷土資料館管理運営事業は、先ほども説明させていただきましたように旧網野郷土資料館の解体工事の経費が上乗せになっているので、そこは大幅に増加しています。(2)の古代の里資料館管理運営事業に関しましては、今年度休館して改修工事もしてまして、その間の経費が全くなくなりますので、大きく減額になっています。(3)の鳴き砂文化館の指定管理の施設運営事業に関しましては、新型コロナウイルス感染症対策の経費が9万9,000円ほど若干上乗せになっているのですけれども、それ以外は変わらないということで、基本的に3つの資料館の維持管理経費という部分の、例年使っている人件費や光熱費などに関してはほとんど変わらないという状況で、あと工事費が上乗せになったり、なくなったりというところの変化があるという感じです。

〈野木委員〉

こういった資料館の事業経費だとか予算計上されるときに、ほぼほぼ前年度と同じような

形での事業経費とか予算計上とか、そういったことをずっとされてきていると思うのです。違ったらごめんなさい。ただ、そろそろこういったものを一般の方々に知っていただくようなそんな手立て、事業みたいなものをチャレンジされたらどうかなと。例えばこの（１）とか（２）を統括した、プロデュースするような、そういった人材をここに投入して、どんどんいろいろなところに発信していくような事業計画、予算計上というのができないものかと思うのです。されていたら申し訳ないのですが、いつもそれを維持するための、また、人件費というような感じでの予算計上の報告がなされているようにずっと感じていたのです。発信ということに対しての事業計画みたいなものはできないものでしょうか。

〈新谷文化財保護課長〉

非常に貴重な御意見を今いただいたと思っています。基本的に資料館の責務というのは、まずものを管理して、それを研究して、公開していくという三本立てが大きな柱になるというふうなふうに思っていますので、そこが押さえられた上でそういったことをしていくというようなことになるのかなと思っています。過去には公開というところで企画展示だとか特別展示だとかそういったことをしてきたこともあるのですが、なかなか最近財政状況も厳しいということでそのあたりの経費が取れていないというところがあって、どうしても維持管理だけという形になってきたというのが現状です。

野木委員のおっしゃったような御意見は、私も非常によい意見だなと思うのですが、なかなか今人材がそこまでないというののもあってできていないのが現状でして、今後の課題としてお聞かせいただければと思っています。

22ページの（５）地域文化財総合活用推進事業の中で、来年度から文化財保存活用地域計画の策定を考えるのですが、今野木委員がおっしゃったような資料館の情報発信が不十分ということが現状の課題として確かにあると思いますので、そういったところの今後の方向性なんかも併せて今の御意見も参考にしながら出していいただければと思います。

〈野木委員〉

私も（５）地域文化財総合活用推進事業のところで申し上げようと思ったのですが、いろいろなアイデアがあると思うのです。この場で申し上げるようなことではないかも知れませんが、例えば、京丹後市出身の有名な若手の漫画家がいて、京丹後市や京都府のことを中心に漫画の連載をして非常に評価を得ている、そういった人材もいます。そういった漫画の連載の中で、この京丹後市の文化財を全国にPRしていただくとか、そういったやり方も「丹後学」を学んでもらう子どもたちのためにも非常に有効な手段ではないかなと思ったので、是非、保護・修理だけではなく、発信をよろしくお願したいと思っています。

〈吉岡教育長〉

それでは次に、２３から２７ページ、保健体育費について、皆さんお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

全体を通して、言い忘れたことなどありましたらお願いしたいと思います。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第８号「令和３年度教育委員会関係予算について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認といたします。

ここで１０分間ほど休憩をいたします。

－休憩中－

〈吉岡教育長〉

それでは、休憩を閉じて再開します。

次に、議案第９号「京丹後市文化芸術振興審議会条例の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野理事兼生涯学習課長>

議案第9号「京丹後市文化芸術振興審議会条例の制定について」を説明させていただきます。

提案理由にありますとおり、この条例につきましては、平成31年に議員提案で制定されました京丹後市文化芸術振興条例の第4条に規定されています市の責務ということで、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、地方自治法の規定に基づき京丹後市文化芸術振興審議会を設置するものです。

別記の制定文をご覧ください。最初に、申し訳ありませんが1か所修正をお願いします。第5条で、「審議会に会長及び副会長1名を置き」となっていますが、「1名」を「1人」に修正をお願いいたします。

それでは1条から説明をさせていただきます。1条は先ほどの提案理由と同じ内容でして、京丹後市文化芸術振興条例第4条に規定する文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法の規定に基づき審議会を設置するということを定めています。

第2条所掌事務では、審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市における文化芸術の振興に関する基本施策及び文化芸術の振興に関する事項について調査及び審議する、としています。当面は、文化芸術振興計画の策定に向けた審議を行いたいと思っておりますが、計画策定後も必要な調査・審議を行っていただくということを考えています。

第3条組織では、委員は15人以内とし、第2項各号に掲げる方から委嘱することとしています。

第4条任期では委員の任期を2年とすることなどを定めています。

第5条は会長及び副会長について定めています。

第6条は会議について定めていまして、2ページの第4項におきまして、委員以外の者、例えばアドバイザーなどを置くことができるということを定めています。

第7条は庶務について、第8条は委任について、附則は本条例の施行日を定めています。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第9号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<全委員>

なし。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第 9 号「京丹後市文化芸術振興審議会条例の制定について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認といたします。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第 10 号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第 10 号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」説明をさせていただきます。

今回の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から実施している完全給食に伴い、保育料徴収条例の改正を行いました。本条例についても改正する必要があったことが判明したことから所要の改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

第 13 条第 4 項第 3 号のアの文中の「副食の提供」を「食事の提供」に改め、同号イの文中の「副食の提供」を同じく「食事の提供」に改めるものです。

また、附則で、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第 4 項第 3 号中「副食の提供」を「食事の提供」に改める改正は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。としています。

御承認をいただきましたら、3 月議会に上程をさせていただくこととしています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

〈吉岡教育長〉

議案第 10 号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第 10 号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認といたします。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第 11 号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

〈横島教育次長〉

議案第 11 号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の一部改正について」を説明させていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律により、地方税法にひとり親控除等が創設され、令和 3 年 1 月 1 日から施行されたことを受け、子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部が改正され、令和 3 年 1 月 1 日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

別表備考の第 1 項で定めたひとり親控除等に関する記述を削り、第 2 項から第 4 項までを 1 項ずつ繰り上げます。

改正前の備考第 2 項の文中「第 20 条」を「第 21 条」に改め、加算した額以降の控除額の特例部分を削ります。

同じく改正前の備考第3項の「前2項」を「前項」に改め、附則として、施行期日を、この条例は、公布の日から施行する。とし、経過措置として、この条例による改正後の京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例別表備考の規定（別表備考第2項中「第20条」を「第21条」に改める改正を除く。）は、令和3年9月1日以後に行われる特定教育・保育施設及び特定地域型保育に係る保育料の額の算定から適用し、同月前の保育料の額の算定については、なお従前の例による。としています。

なお、今回の改正は、地方税法にひとり親控除等が創設されたことにより、従来の控除規定を削るものであり、保育料の変更等の影響はないことを申し添えます。

また、こちらも承認をいただきましたら3月議会に上程をさせていただくこととします。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

<吉岡教育長>

議案第11号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第11号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認といたします。

<吉岡教育長>

次に、議案第12号「京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第１２号「京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について」を説明させていただきます。

今回の改正は、京丹後市丹後地域公民館の耐震化工事完了に伴い、施設が老朽化した丹後放課後児童クラブを同施設内に移転するため、設置場所についての所要の改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

別表中の丹後放課後児童クラブの設置場所を「京丹後市丹後町成願寺１７２８番地旧京丹後市立豊栄保育所内」から「京丹後市丹後町間人２６９０番地の１京丹後市丹後地域公民館内」に改めるものです。

なお、附則で、この条例は、令和３年４月１日から施行する。としています。

こちらのほうも承認をいただきましたら３月議会に上程をさせていただくことにしています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

〈吉岡教育長〉

議案第１２号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

〈久下委員〉

現在の施設が老朽化してということだと思うのですが、その後はこの施設はどうされますか。

〈横島教育次長〉

現在の旧豊栄保育所のことだと思いますが、こちらは当初は老朽化しているために解体のほうも検討していたのですが、地元から、京都府里の公共員の方に利用させてほしいという申出がありましたので、そちらのほうで利用していただくということを考えています。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第１２号「京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について」についま

して、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第 13 号及び議案第 14 号の 2 議案は、京丹後市社会体育施設に係る施設の見直しについての関連議案となりますので、一括議案といたしたいと思いますが御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認めます。よって議案第 13 号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」、議案第 14 号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」の 2 議案を一括議案とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

議案第 13 号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」並びに議案第 14 号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」を一括して説明させていただきます。

この 2 議案につきましては、議案第 13 号の提案理由にありますとおり、体育館やグラウンド等の京丹後市の社会体育施設について、京丹後市公共施設等総合管理計画「個別施設計画」に基づく検討及び施設の利用状況、そして地元同意などを踏まえた上で一部施設の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

なお、この京丹後市公共施設等総合管理計画におきましては、学校の再配置によって社会体育施設に用途変更された体育館等については利用状況や維持管理経費等を勘案した上で統廃合を検討し、他の運動公園施設と併せて効率的な管理方法を検討すること、とされていま

す。また、第2次京丹後市スポーツ推進計画の中でも、市内全体のバランスを考慮した社会体育施設の配置が謳われています。これらを踏まえ、社会体育施設の中で特に利用の少ない施設及び近隣に代替機能が見込める施設などは、社会体育施設の用途を廃止し公共施設の適正な配置や有効活用を図るものです。

2枚めくっていただいて、新旧対照表をご覧ください。

最初に、こちらも修正をお願いします。2ページの右側の改正案の8番に「京丹後市お大宮社会体育館」と平仮名の「お」が間違っていて入っていますので削除をお願いしたいと思います。

それでは1ページの第2条を見ていただいて、廃止する施設について順に説明を申し上げます。

まず、京丹後市橘体育館、京丹後市橘グラウンドです。この2施設につきましては、現在の橘小学校の機能移転に伴い、旧橘小学校を利用し、平成27年9月に設置した施設ですが、近年は社会体育としての利用が非常に少なく、隣にあります橘小学校の体育館、グラウンドも活用できることから、地元の同意もいただく中で、見直しによる影響はないと考え、用途を廃止するものです。

次に、京丹後市宇川体育館につきましては、旧宇川中学校の閉校に伴い、平成26年4月に設置した施設ですが、近年は社会体育としての利用はほとんどなく、近くにありますが宇川小学校の体育館も活用できることから、地元の同意もいただく中で、見直しによる影響はないと判断し、用途を廃止するものです。

次に、京丹後市野間体育館、京丹後市野間グラウンドにつきましては、旧野間小学校の閉校に伴い、平成26年4月に設置した施設ですが、近年は社会体育としての利用はほとんどなく、地元の同意もいただく中で、見直しによる影響はないと判断し、用途を廃止するものです。

次に、4ページをご覧ください。24番の弥栄総合運動公園内にあります多目的広場です。この多目的広場につきましては、近年は運動公園内の臨時的な駐車場として使用されるのみで社会体育としての利用がないため、用途を廃止し、公園内の駐車場と位置づけるものです。

以上が、今回社会体育施設の用途を廃止する施設となります。

次に、実質的には変更はないのですが、今回の施設の廃止が影響する箇所についてということで、1ページに戻っていただきまして、現行の条例のほうで、例えば4番の京丹後市五箇グラウンド、その他12の施設があるのですが、これらは別表の備考欄のほうで、弥栄総合運動公園内の多目的広場の現行の使用料200円が基準とされています。これを基準としまして、市外者が利用する場合の使用料をその2倍とするという規定を設けています。今回、弥栄総合運動公園の多目的広場の規定が削除されるために、これが影響するそれぞれの規定につきまして、実施的に料金の変更はありませんが、400円という表記に改めるものです。

また、別表の項目番号につきまして、これまで残していました空き番号の表示を、今回の改正に合わせて全て削って整理をしています。

最後に6ページの附則のところで、施行期日については、令和3年5月1日からとしています。

以上が議案第13号となります。

次に、議案第14号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

規則につきましては、条例の改正に伴い、第3条において今回社会体育施設の用途を廃止する施設を同じように削りまして、条例と同様に空き番号の表示を削除、整理するものです。

以上、議案第13号及び議案第14号の説明とさせていただきます。

議案13号は御承認いただきましたら3月の市議会のほうへ上程をさせていただきます。
よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第13号及び議案第14号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<久下委員>

今回、廃止される5つの場所ですけれども、それぞれ地域の同意を得ながら、ほとんど利用もないということでお聞きしたのですが、どの範囲で、どういうふうな地域の声があったのか教えてください。

<吉岡教育長>

特に宇川体育館が聞きたいとか特定の施設ではなく、全ての施設について聞きたいですか。

<久下委員>

宇川体育館も聞きたいし、他のところも聞けたら聞きたいです。

<引野理事兼生涯学習課長>

全ての施設につきまして、地元区長さんに説明させていただいて同意をいただいています。

橘体育館につきましては、もう利用もないし、できれば取壊しもしてもらったかどうかというような御意見もいただきました。一部、定期的に利用される方もありまして、その方には直接お話もさせていただいて、隣の小学校を使いますというような御了解もいただいています。

宇川体育館につきましては、避難所としても使われていまして、それについては校舎のほ

うに避難所の位置づけを変えようかということで了解もいただいていますし、可能なら体育館も臨時的な避難所として残しておいてもらえればというような御意見もいただいています、そこは総務課と相談をしたいと思っています。

野間につきましても、イベントで少しグラウンドが使えたらみたいな御意見はいただきましたが、これは社会体育施設を廃止したあと直ちに使えなくなるということではないかなと思っています、それはまた地元の方の希望はお聞きして対応したいと思っています。

<安達委員>

野間体育館以外はそばに体育館があるので利用もできるなと思っていたのですが、野間体育館がなければ黒部の体育館まで行かないといけないかなと思っていました。しばらくは残すという位置づけだということですが、他の体育館も含めて、社会体育館でなくてもしばらくの間は地域の人が管理して残すというふうに捉えたらよいのでしょうか。それとも将来的には危険なので取り壊していくということなのでしょうか。

<引野理事兼生涯学習課長>

野間につきましては、利用が、今年度は体育館0回、去年が地域のイベントで3回ほど使われていて、本当にほとんど利用がないということで、体育館につきましては基本的には貸し出すということはせずに、電気や水道も止めさせていただくというようなことを考えています。ただ、グラウンドのほうは広場的なことで、すぐにどうこうすることはありせんので、地元の希望があればそれは対応が可能かなと思います。体育館のほうは隣に集落センターもありますので、これまで文化祭で体育館を使っていたことぐらいでしたので、代替があるというふうに思っています。

宇川体育館については、校舎と一体になっていまして、校舎は今米軍の関係の施設で活用もされていますので、すぐに電気を止める必要はないかなと思っています。定期的に貸すということではないですけども、避難所として使えるような形に残しておくことは可能かなと思っています。

<安達委員>

橘体育館に関しては将来的に壊すということでしょうか。

<引野理事兼生涯学習課長>

まず市の中で、教育委員会以外の部局も含めて活用の希望があるかどうかを確認しまして、それがなければ今度は民間のほうの希望をお聞きます。長期的に借りたいと希望される企業等があれば、三津小学校もそのような形で今使っているんですけども、そうい

うようなことを公募していく。それも希望がなければ取壊しということになるかと思っています。

〈安達委員〉

解体に湊小学校で３億ぐらいかかるということで、建てるぐらいの金額がかかってしまうのだと思って、そうなるとたくさんの施設を壊していくには、壊すのにたくさんお金がかかっていくのだということを考えたら、何とか再利用ができればよいなと思っています。できるだけ危険のないように再利用ができるような方向に進んでいってほしいなと思います。お金がかからなくて、住民の人たちが管理をしますということで、そして誰かが借りてくれたら最高によいなと思いますけども、そういう方向にいくことを願っています。

〈吉岡教育長〉

その方向でいきたいです。体育館のままであると、民間に貸し出すためには公募もできないので、もし公募で借りたいというところがあっても手続自体ができないので、一旦は体育施設から外させていただいて、そういうこともまた今後検討になっていくということです。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第１３号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認とします。

次に、議案第１４号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第15号「京丹後市高等学校全国募集入学生応援補助金交付要綱の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第15号「京丹後市高等学校全国募集入学生応援補助金交付要綱の制定について」を説明させていただきます。

京都府立丹後緑風高等学校（網野学舎）において、令和3年4月の入学者選抜（レスリング部）に係る全国募集が実施されます。このため、京都府外の都道府県からの志望者の経済的負担となる下宿費の一部について、所在市として補助することで保護者の負担軽減を図り、もって、入学する生徒の就学支援をはじめ、地域で培われたスポーツ風土を生かした部活動を応援することで人材の育成及び市内の高等学校の存続発展と地域の活性化に資するために制定するものです。

それでは、別記要綱をご覧ください。

第1条では、制定の趣旨を規定し、第2条では、入学する生徒及びその保護者（京都府外に住所を有するもの）の定義を、第3条には補助対象者は、遠距離により自宅から通学し就学することが困難であると学校長が認める生徒の保護者とし、下宿支援など他の助成制度を受けていないことを規定しています。

また、第4条では、補助対象経費は、下宿に係る賃借料とすることとし、第5条において、補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額、月額2万円を限度と規定し、併せて休学・長期欠席、加入を要する部活動の休部又は退部した場合、また下宿を変更した際の補助金の取扱いを規定しています。

第6条では、補助対象期間を正規の修業年限である入学後3年以内とすることとし、第7条から9条においては、交付の申請、決定通知、また申請内容に異動が生じた際の異動届に係る手続き、様式を規定し、第10条では、補助金の交付時期を4箇月毎の年3回に交付すること、第11条においては、虚偽の申請や取消しに際しては、補助金の返還を命じるなどの規定を設けています。

また、4ページ以降は、申請手続き等に係る各種様式を規定しています。

最後に、附則として告示日は令和3年2月17日から施行し、令和3年度分の補助金から適用することと規定しています。

なお、令和3年度当初予算において、当該年度の全国募集人数枠の6人分、最大144万

円を見込んで計上予定としており、その財源は、「京丹後市韓哲・まちづくり夢基金」の運用益を活用することとしています。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

〈吉岡教育長〉

議案第 15 号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

〈野木委員〉

条例を読ませてもらうと、この補助金を出す決定権というのは学校長にあるということですよ。

〈溝口教育総務課長〉

学校長につきましては、様式第 1 号ですとか、入部したということの確認をいただいています。どこまでも決定権は市長ということに、要綱で規定しています。

〈野木委員〉

すみません、私は第 3 条を読んで、学校長が認める生徒というようなことだったので、そういう解釈をしました。第 11 条の虚偽その他不正な手段というあたりは、市長が取り消すというようなことがあるので、取り消す場合も市長、あくまでも市長ということですか。

〈溝口教育総務課長〉

はい。

〈野木委員〉

ありがとうございます。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第 15 号「京丹後市高等学校全国募集入学生応援補助金交付要綱の制定について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈吉岡教育長〉

次に、追加案件を2件提案します。

まず、議案第16号「京丹後市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

議案第16号「京丹後市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定について」を説明させていただきます。

まず、少し経過を申し上げます。現在、図書館の雑誌につきましては、6つの図書館・図書室で合計120タイトルの雑誌を定期購入して配置をしているところです。雑誌は、個々の好みによって気軽に読むことができる資料として図書館の利用者に人気があるのですが、年々予算の確保が厳しくなる中、雑誌の数を増やすことがなかなかできないといったことが課題となっていました。今回、この制度を新たに導入することにより、民間事業者の協力をいただきながら雑誌の数を増やして、少しでも魅力ある資料の提供、魅力ある図書館づくりを進めて、利用者の増加につなげたいということで、新たに取り組むものです。

それでは、別記の要綱案をご覧ください。

第1条目的ですが、図書館において民間事業者から雑誌資料の提供を受ける、雑誌スポンサー制度を実施することにより、図書館の資料を充実させ、利用者へのサービスの提供の向上を図ることを目的としています。

第2条定義ですが、この制度は、図書館で定期購読する雑誌について、スポンサーからの提供を受け、図書館はスポンサーの広告を図書館に配架する雑誌のカバーなどに掲載するというものです。また、雑誌スポンサーとは、当制度により、雑誌の購入経費を負担していただく民間事業者となります。

第3条広告の種類及び範囲については、1号から11号のいずれにも該当しないものとしています。

2ページです。第4条スポンサーの要件につきましては、決定した日から当該年度末まで

継続して雑誌を提供できる者ということで、次の1号から6号のいずれにも該当しないというふうにしています。

第5条雑誌の選定についてですが、雑誌スポンサーは、図書館が作成した雑誌リストの中から雑誌を選んでいただくということになります。なお、この雑誌リストというのは、図書館が定期購入している雑誌のリストとなりますので、この購入経費を、図書館に代わってスポンサーが負担するということになります。したがって図書館にとっては雑誌購入費が削減できるということになりますので、その削減できた予算を使って、新しい別の雑誌を購入していくということで、図書館に配架する雑誌の種類、タイトル数が増えていくと、そういう仕組みになっています。

第6条雑誌の提供と所有権等では、年度単位で雑誌を提供していただくこと、提供を受けた雑誌は図書館が所有権を有することなどを定めています。

3ページ、第7条経費の負担及び支払い方法について、スポンサーは提供雑誌の購入に係る経費の全額を負担すること、経費は直接納入事業者に支払うことなどを定めています。

以降、第8条につきましてはスポンサーの申込みについて、第9条から第13条については、広告の規格ですとか掲載期間について、次のページになりますが、第14条については更新について、2箇月前までに意思表示がない場合は、1箇年度の更新を自動的に行うこととしています。第15条はスポンサーの取消しについて定めています。

附則で、この要綱の施行は令和3年3月1日と定めています。

5ページから10ページまでは、関連する申込書等の様式を付けています。

その次に、第9条に関する広告規格書を添付しています。雑誌のカバーに表示する広告の大きさや位置などをこちらで規定しています。

最後のページに、制度の概要について、今申しましたようなことを簡潔にまとめたものを参考として添付しています。

以上、議案第16号の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第16号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<野木委員>

雑誌の提供先というのは、あくまでもその6つの図書館を括りにして、例えば峰山だけとか網野だけとかそういったものではなくて、6つをまとめたものということですね。

<引野理事兼生涯学習課長>

5 ページの申込書の様式の 2 番に、スポンサーの方がどこに提供するかを希望していただくことができます。ただし希望に添えない場合があるということになっています。

〈野木委員〉

わかりました。そうでしたら、利用者の数が随分それぞれ違うと思うのですが、料金体系というのは提示されるのですか。一律同じ金額ということですか。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

雑誌リストというのがありまして、既に図書館で置いている雑誌のリストの中から選んでいただくことになりますので、その雑誌によって定価が変わりますので、ある雑誌だと年間で 2 万円になり、ある雑誌だと年間で 1 万円になるというようなことも見ていただきながら、私はあみの図書館に置いてあるこの雑誌のスポンサーになりますとか、私は大宮に置いてあるこの雑誌のスポンサーになりますというようなことを申し込んでいただく。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、そういう仕組みです。

〈野木委員〉

よくわかります。要するに、雑誌は選べるけども、場所が違うことによって料金が違うということはないということですね。

〈吉岡教育長〉

図書館のほうで利用料はもらわないです。雑誌の購入をしていただいて、それをただで置かせてあげるので、宣伝を付けているのです。この図書館で 1,000 円もらって、この図書館は 2,000 円もらうということではないです。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

そうです。書店に納めてもらいます。

〈吉岡教育長〉

買った雑誌を寄附してもらうということですね。

〈野木委員〉

わかっていますが、スポンサーになる側としては、1人でも多くの人の目に付くということを考えますので、利用者の多いところに置きたいというのがビジネスをする側の気持ちだと思うので、それを確認させていただきました。

<田村委員>

私も野木委員と同じ観点からなのですが、まず、雑誌はそもそもカバーがかかっているものなのですか。

<引野理事兼生涯学習課長>

最新号については全てカバーをかけて図書館に配架しています。そのカバーに広告を貼り付けることになります。

<田村委員>

透明なカバーですか。

<引野理事兼生涯学習課長>

透明なカバーが付いています。

<田村委員>

そこに企業名を入れるということですね。

当然広告費をかける側としては、どのぐらいの人が見ていますかということが多分質問で来ると思うのです。そのあたりのデータとか提示できるものはあるのですか。

<引野理事兼生涯学習課長>

スポンサーになる方からすればそれは大事な情報かなと思うのですが、そういう統計データはないというか、把握ができていない、把握のしようがないというのが実態です。本を借りる方の数というのは、もちろん図書館・図書室ごとにあるのですがけれども、雑誌を見られる方とか本を借りずに図書館を利用される方の数というのが把握できていないというのが実態です。

<吉岡教育長>

図書館に入って来る人の人数というのはわかっていますか。借りる人の人数という意味ではなくて。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

それが機械的にはカウントできないので、実は今年の1月から、来館者の人数を職員が手でカウントするようにしてしまして、そういうデータも今把握をしかけているところです。

〈野木委員〉

やはり我々企業人としては、金額の大小はともかくとして、厳しい財源の中でそういったスポンサーになろうかというようなことがあります。当然こういった図書館の事業ですので、ある意味ボランティア的な気持ちですののかもわかりませんが、私はこの提案というのは非常によいし、他にも広げられる要素があればどんどんやってほしいなと思います。

そのときに重要なことは、ボランティアという意味ではなく、いかに企業としてメリットがあるかを数字で示さないと続かないように思うのです。ですから今田村委員が言われたように、当然提示できるものを持っておかないとちょっと不審に思われるというか、やっぱりボランティアみたいな感じで我々企業人に言ってくるのだというような感じに受け取られると思いますので、今の時代データを取ろうと思えばいとも簡単に取れるというようなこともあると思いますので、データをしっかり打ち出してもらって、企業側にはこんなメリットがありますと、そんなプレゼンができるような形での提案をしていただければ、より多くの方々がスポンサーになって、図書館以外にも広がるような要素があるかも知れない。ひょっとしたら先ほどの文化財のほうにも関連してこういったものが広がるような感じがしますので、是非そのあたり考えていただきたいと思います。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

貴重な御意見ありがとうございます。どういう形でそのメリットを示すことができるかは、今すぐには思い浮かばないのですが、そのあたりの工夫をして説明ができるように努めていきたいと思っています。ありがとうございました。

〈吉岡教育長〉

この制度は初めてなので、いろいろと課題が出てくるかなと思っていますので、やりながら少し見直しをかけていってはどうかなと思っています。

それではお諮りをいたします。

議案第16号「京丹後市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈吉岡教育長〉

次に、会議の非公開についてお諮りします。

議案第17号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第17号については非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第17号について同意)

〈吉岡教育長〉

これより会議を公開とします。

〈吉岡教育長〉

以上で本日の議事はすべて終了させていただきました。

続いて3のその他ということで、何かありましたらお願いいたします。

〈横島教育次長〉

前回の２月定例会において、「京丹後市立学校ハラスメント防止等要綱の一部改正について」の議案をご承認いただきましたが、一部改正をしたことを周知するために峰山庁舎の掲示板に訓令第１号として、令和３年２月１日付で教育長名で令達しました掲示文に、公印を誤って教育次長印を押印し掲示していることが、令和３年２月８日に市民からの指摘により発覚いたしました。

不適切な令達でありましたので、改めて訓令第２号として、令和３年２月１０日に施行し、令達いたしましたので報告させていただきます。

<吉岡教育長>

他にないようでしたら、以上で第３回京丹後市教育委員会臨時会を閉会いたします。御苦労様でした。

<閉会 午後４時４０分>

〔 ３月定例会 令和３年３月１日（月） 午後３時００分から 〕